

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

沼津市は、静岡県東部地域で、駿河湾の湾奥に位置しており、広域交通の要衝として発展してきた。また、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれたことにより、南部地域のみかんや愛鷹山麓の茶の生産に代表される農業、全国でも有数の取引量を誇る魚市場を有する水産業、沼津駅の南北に連なる商店街や沼津港の飲食店街等に代表される商業・サービス業、金属製品、生産用機械器具、電気機械器具、さらには食料品製造までを網羅する工業等の各産業がバランスよく集積した都市である。

沼津市の人口（外国人を含めた住民基本台帳人口）は、令和6年4月1日現在、188,676人となっており、5年前の平成31年4月1日現在の195,039人と比べて、6,363人の減少となっている。このうち、生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は、平成31年4月1日現在の114,024人から令和6年4月1日現在の108,050人と、5年間で5,974人の減少となっている。

また、沼津市内の民営事業所数は9,599（令和3年経済センサス）であるが、従業者100人以上の事業所はわずか113であり、本市の99%の事業所は中小企業者である。

本市に立地する企業の大多数を占める中小企業は、需要を創出することにより、市民に雇用の機会を提供し、地域経済を支えるとともに、市民生活において、地域のにぎわいづくりに貢献するなど、まちづくりの担い手としても重要な存在である。

このようなことから、平成29年3月31日に「沼津市中小企業振興基本条例」を制定したものであり、中小企業の振興を本市の重要な施策として位置付けている。

しかしながら、ハローワーク沼津管内の有効求人倍率が令和6年12月現在で1.17倍（実数値）となるなど、中小企業を中心に人手不足・労働力不足が深刻な状態となっている。少子高齢化・人口減少が続く中、今後の中小企業の振興にあたっては労働生産性を高めていくことが重要であり、そのためには、老朽化している設備の更新を図ることにより、効率的な生産・販売体制を整え、競争力を高めていく必要がある。

(2) 目標

下記の計画期間内において、合計100件（年間50件）の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市においては各産業が幅広く立地し経済活動を行っていることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は、一次産業・二次産業・三次産業の各産業が市内全域に広がっていることから、本計画において対象となる区域は、沼津市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市は一次産業・二次産業・三次産業の各産業がバランスよく集積していることから、本計画において対象となる業種は、全ての業種とする。

また、市内における幅広い事業を支援するため、本計画において対象となる事業は、全ての事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際しては、雇用の確保・安定に配慮するものとし、人員削減を伴う先端設備等導入計画については、認定の対象としないこととする。

また、公序良俗に反する場合や、反社会的勢力（沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者）との関係が認められる場合についても、認定の対象としないこととする。

さらにまた、納期の到来した市税に未納がある場合についても、認定の対象としないこととする。